

第51回香川県環境審議会計画部会議事録

令和4年5月27日（金）

議事の概要	香川県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（案）の制定について審議した。
-------	--

第51回 香川県環境審議会計画部会 議事概要

<p>司会 (鷺岡副課長)</p>	<p>定刻となりました。 会議に入ります前に、委員の皆様方に御報告がございます。 当審議会は、平成12年6月の第13回環境審議会にて原則公開と決定しましたことから、本日の議事につきましても公開となります。 本日の審議会計画部会の開催を一般に周知いたしましたところ、傍聴希望者は、おられないことを御報告申し上げます。 ただ今から、香川県環境審議会計画部会を開催いたします。 私は、本日の会議の進行をさせていただきます、みどり保全課の鷺岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 開会に当たりまして、木村環境森林部長より、御挨拶を申し上げます。</p>
<p>木村部長</p>	<p>(部長挨拶)</p>
<p>司会 (鷺岡副課長)</p>	<p>引き続きまして、増田部会長から御挨拶いただきたいと存じます。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>(部会長挨拶)</p>
<p>司会 (鷺岡副課長)</p>	<p>ありがとうございます。 議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。 本日は、事前に送付させていただきました資料1により説明させていただくこととしていましたが、資料送付後に審議中の法案が成立いたしましたので、本日、再度、配布させていただいております。 資料はお手元にありますでしょうか。 それでは、これより議事に移らせていただきます。 本日、御出席いただいております委員は、13名中10名で、香川県環境審議会条例第7条第2項に定められております「委員の2分の1以上の出席」という開会の定足要件を満たしておりますことを御報告申し上げます。 これからの議事の進行につきましては、環境審議会条例第7条第1項の規定により、増田 部会長に議長として議事進行していただきたいと存じます。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>それでは、私の方で会議を進めさせていただきます。 まず、議題に入ります前に、本審議会運営規程第4条第2項により、本日の会議録に署名していただく委員を指名させていただきます。 上川委員、吉田委員に、本日の議事録の署名をお願いいたします。 (上川委員、吉田委員了解) これより、議事を進めてまいります。 本日の議題は、「香川県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の</p>

<p>渡邊みどり保全 課長</p>	<p>防止に関する条例（案）の制定について」であります。</p> <p>本日の審議会は、新型コロナウイルス感染防止の対策を講じたうえで開催しておりますことから、会議を速やかに進行したいと存じますので、委員の皆様におかれましては、御協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いします。</p> <p>質問については、説明が終わってからお願いします。</p> <p>（「香川県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（案）の制定について」を資料1により説明）</p>
<p>増田部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明について、なにか御質問はございませんか。</p>
<p>金子委員</p>	<p>3点ほどあります。</p> <p>1点目は、2ページの「国の盛土の総点検において、全国では点検対象となった約36,000か所のうち是正が必要な盛土は約1,400か所を確認」という点です。その1,400か所の主要な問題点は資料2ページに記載されているものだと思いますが、その他にどのような問題点があったのか、差支えない範囲でお話ししていただきたい。</p> <p>2点目は、11ページの「新条例とみどり条例の関係」についてです。規制対象について、新条例は「埋立て等」、みどり条例は「土地開発行為」とありますが、概念的には、「埋立て等」のほうが広く、「土地開発行為」のほうが狭いという整理でしょうか。一部重なるということでしょうか。</p> <p>3点目は、16ページの「規定に盛り込む内容」の中の「展開検査」についてです。展開検査はどのようなものかご説明いただきたいと思います。</p>
<p>渡邊みどり保全 課長</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>1点目について、代表的な問題点としては安全基準に適合していないこと、具体的には盛土の勾配が基準に合っていないというものがあります。ただ、本県の場合はそのような事案はありませんでした。</p> <p>2点目について、「土地開発行為」のほうが広い概念でございます。「土地開発行為」には、埋める行為だけではなく、土砂の採取といったものも含まれ、広い概念となります。その中の、「埋立て等」具体的には、埋立て、盛土、堆積について、新条例で規制しようとしています。</p>
<p>金子委員</p>	<p>みどり条例で規制していた範囲の一部を取り出して、その部分をより強調した問題点としてピックアップしているということでしょうか。</p>
<p>渡邊みどり保全 課長</p>	<p>おっしゃるとおりです。みどり条例では、埋立て行為等を「土砂等埋立事業」と規定していましたが、その部分を新条例で規制したいということです。</p> <p>3点目について、展開検査の詳細は今後検討しますが、他から運んできた土砂</p>

	<p>について、埋める前に別の場所で一旦下ろして広げてみて、廃棄物などが混入していないことを確認することを考えています。</p>
増田部会長	<p>展開ということは、埋立て材料を広げるということですね。</p>
渡邊みどり保全課長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
藤本委員	<p>3点程ございます。</p> <p>1点目は、2ページ目の「国の総点検では、本県では不適切な事案は認められなかった」という点です。この盛土の総点検は、どういった盛土を対象にしたのでしょうか。例えば、小規模で検査を免れているものがあるのでしょうか。もし免れているものがある場合、その調査は今後どうする予定なのでしょうか。</p> <p>2点目は、16ページ目の「定期的な搬入報告」についてです。</p> <p>例えば、搬入は1年で終わったが埋立てはしないまま放置されているような場合、点検・調査はどうするのでしょうか。搬入が終わって、かなりの時間が経過してから崩落することがあります。搬入後時間が経ってから危険性が出てくるような場合のどう規制するのか気になりました。</p> <p>3点目、土地所有者への措置について、事業者側が悪質な場合や、相続などで長時間経って所有者不明となっている場合にまで、所有者側の責任追及ができるのか、又はそれを所有者の責任としていいのか、気になりました。どのように検討していますでしょうか。</p>
渡邊みどり保全課長	<p>1点目の点検対象については、土砂災害警戒区域の上流域及び区域内のうち斜面末端部より下部を除く地域内、山地災害危険地区の集水区域及び地区内、大規模盛土造成地等でございます。概ね、3,000㎡程度を対象としています。</p> <p>2点目の土砂搬入後一定期間経過した状態のものについては、監視対象や監視体制等は今後詳細に検討しますが、造成時にきちんと造成されているか、つまり勾配は適正か、水質について環境に影響を与えるものがないかなど、みどり条例で行っている監視は行うものと考えています。詳細は、盛土規制法の政令骨子案をふまえて検討します。</p> <p>3点目の所有者の責任の追及については、詳細は盛土規制法の政令骨子案が示されてから今後明らかにしたいと考えています。</p>
鷲岡みどり保全課副課長	<p>一部補足いたします。みどり条例において土砂等埋立事業の手続をとっておりその事業が中断する場合、中断期間中も定期的に水質検査をしていただいています。現在のみどり条例での運用を参考に、新条例でも同様の対応をする検討をしていきます。</p>
藤本委員	<p>みどり条例での規制対象に、「埋立て」は入っていないということでしょうか。</p>

<p>鷺岡みどり保全課副課長</p>	<p>みどり条例でも、1万㎡以上の埋立ては対象です。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>事業者が廃業したりしていなくなった場合などは、作業が止まってしまうと思いますが、そこはどう考えていますか。</p>
<p>鷺岡みどり保全課副課長</p>	<p>香川県の過去の事例において、事業者の都合で事業が継続できなくなった場合、新しい事業者に新たにみどり条例の手続きをとっていただき、引き継いで完了していただいたことはあります。</p>
<p>濱崎委員</p>	<p>宅地造成についての質問です。</p> <p>他部署の話になるのかもしれませんが、自宅の近辺には宅地造成が多いです。香川県は斜面が少ないのかもしれませんが、熱海のように斜面に家が建つ場合、地盤改良の点検をしているのか疑問です。私の周りでは2軒同時に家が建ち、一方は地盤検査を行い、もう一方は行っていませんでした。</p> <p>盛土に家を建てる場合、地盤調査をしていないと熱海のようなことが起こる懸念があります。県全体として議論できているのでしょうか。</p>
<p>渡邊みどり保全課長</p>	<p>今回成立した盛土規制法は宅地造成等規制法が改正されたものですが、所管する土木部と情報共有したうえで、連携をとって対応します。そのうえで、先ほどおっしゃったような、地盤をしっかりと確認しているのかについては、建築関係法令を所管している部署でしっかりと検査をしているものと考えています。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>まず、土地造成については盛土規制法や新条例できちんと規制をする。その上に構造物を建てる場合、構造物に関する法律や県例規があるということでもよろしいですか。</p>
<p>濱崎委員</p>	<p>建物に関する県例規も見直しが行われているのでしょうか。</p>
<p>渡邊みどり保全課長</p>	<p>盛土規制法は、現行の宅地造成等規制法の運用をふまえて改正されたものです。盛土規制法の細かな基準については、政令の骨子案がまだ国から示されておらず、詳細をお答えできないのですが、9月に骨子案の情報がでてから検討したいと考えています。</p>
<p>濱崎委員</p>	<p>建物についても同時に見直してほしかったです。家が建った後に、盛土の基準は適合しても建物の規制が緩く被害が起きるといった懸念はあります。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>私からの質問です。資料9ページの新条例の目的等について、目的に「災害防止+生活環境の保全」とあるが、規制の内容には「災害の防止+環境保全上の安全基準や安全対策の義務付け」となっています。</p> <p>規制の内容においては、「環境保全」と広くとらえているように見えますが、</p>

	<p>「自然環境」も含めるという理解してよろしいでしょうか。</p>
渡邊みどり保全課長	<p>規制の内容についても、「生活環境の保全」という意味です。</p>
増田部会長	<p>自然環境は、新条例で規制せず、みどり条例で規制するということでしょうか。</p>
渡邊みどり保全課長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
増田部会長	<p>もう一点あります。</p> <p>12ページについて、みどり条例では1万㎡以上の規制であったものを、新条例では3,000㎡以上にするということについて、従来は1万㎡という「量」だったのに対して、新条例では3,000㎡という「面積」にしたのは、どのような考えでしょうか。</p>
渡邊みどり保全課長	<p>現時点では、規制対象は3,000㎡以上かつ1万㎡以上としたいと考えています。ただ、最終的には、盛土規制法との整合性をはかってまいりたいと考えています。</p>
増田部会長	<p>3,000㎡未満であっても1万㎡を超える場合はどうなるのでしょうか。</p>
渡邊みどり保全課長	<p>現行のみどり条例における1万㎡以上の規制については、最終的には盛土規制法との整合性を図ってまいりたいと考えています。</p>
木村環境森林部長	<p>補足させていただきます。</p> <p>面積でいえば、現在1ヘクタールで規制をしているものを3,000㎡にするということです。土砂量の規制対象規模としては引き続き1万㎡を基準にしたい。すなわち、3,000㎡以上かつ1万㎡以上を考えています。ただ、最終的には、盛土規制法との整合性を図りたいと考えています。</p>
寺林委員	<p>今までは1万㎡以上の規制をしていたが、今後は3,000㎡以上とする。その根拠は、今までみどり条例の事前協議で審査した最小面積が2,810㎡だったということですね。一方で、森林の場合は今まで1,000㎡以上を規制対象としていたが、今まで小規模の盛土が規制対象とならなかったのは1万㎡という基準があったからと理解しています。</p> <p>構造や高さ等具体的な工法については、事前審査や協議の際にチェックするというので良いでしょうか。</p>
木村環境森林部長	<p>みどり条例でも排水の基準や勾配等の安全性も審査していますので、それらについても盛土規制法の基準との整合性を図りながら運用したいと考えています。</p>

金子委員	<p>21ページに各県の条例制定の状況がありますが、これに関して、2点質問があります。</p> <p>1点目、内容と都道府県数があります。これをみると、47より多いので、おそらく複数回答、複数選んでいると思いますが、このように独立した数字にするのではなく、ある県では生活環境と何かをタイアップしているとか、その条例自体を書いたものをまとめて、各県がどういう理解をしているものが多いのかという捉え方をしたほうが、各県の条例の意図がよくわかるのではないかと思います。</p> <p>2点目、土砂が他県から入ってきた場合、採取場所証明書を添付するようにしています。しかし、熱海市の事案もそうだったと思いますが、土地の転売を繰り返しているような場合は盛土の搬入履歴が分からなくなることがあると記憶しています。そのような場合に、過去をたどれるのか、検討いただけたらと思います。</p>
渡邊みどり保全課長	<p>1点目の集計の取り方につきましては、今後気を付けたいと思います。</p> <p>2点目について、現在のみどり条例ではどこで搬出したかというのを年に1回証明書を出していただいています。新条例でも同様の運用を続けたいと考えています。</p>
増田部会長	<p>追跡なり履歴をしっかりと把握して対応することが必要あるということだと思います。</p>
久米川委員	<p>許可の後、展開検査や水質調査の実施とありますが、業者が行うのでしょうか、それとも行政が調べるのでしょうか。</p>
木村部長	<p>基本的には業者に行っていただくように考えています。</p>
鷲岡みどり保全課副課長	<p>水質について1点補足します。</p> <p>現状のみどり条例でも同様のかたちをとっていますが、業者の提出とは別に県でも抜き打ちで定期的に調査をしています。そういうところも新条例で行えば、抑止力になると考えています。</p>
久米川委員	<p>抜き打ちの検査を行政がきちんとなしなさいといけないと思います。</p>
増田部会長	<p>他にご意見ありますか。</p> <p>条例の基本的な考え方は皆さまの了解をいただけたと思います。</p> <p>具体的な手順等についてはしっかり確認をとるような方策をしてくれというご要望が多かったように思います。</p> <p>本日の部会としては、条例案の考え方について特に異議がないということで良いでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>吉田委員</p>	<p>では、計画部会としては、異議がないということにします。</p> <p>なお、今後内容を詰めていくときに、今日出されたご意見や心配事をふまえて作成していただければと思います。</p> <p>せっかくの機会ですので、委員の皆様、他に何かありますでしょうか。</p> <p>坂出市のことですが、古い空き家が次々つつぶされておりがれきが多く発生しています。新条例とは関係ない話ですが、がれきや建設残土の処分はどうしているのでしょうか。</p>
<p>木村環境森林部長</p>	<p>解体業者が施主の依頼を受けてやっていることですが、そこで廃棄物をきちっと分けて、がれき等腐敗しないものは安定型処分場に、腐敗するものは管理型処分場できちっと分別して処分をしています。</p> <p>解体工事は多く行われていますが、中には業者がきちんと分別せず、正規の収集運搬業者以外の業者に処分を依頼し不法投棄につながるということは、従来からありました。そういったことは、パトロールして指導しなければならないと考えています。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>他府県からの持ち込みについての問題もありますが、それは廃棄物対策としてしっかり対応しなければならないと思います。</p> <p>事務局から何か連絡事項がありますか。</p>
<p>渡邊みどり保全課長</p>	<p>御審議ありがとうございました。</p> <p>本日いただいた御意見や欠席委員からの御意見を踏まえ、部会長から環境審議会会長に、今回ご審議いただいた結果を御報告いただき、計画部会の決議を環境審議会の決議とするための会長の同意を頂いた後、環境審議会会長から知事へ答申いただく運びとなります。</p> <p>今後は、パブリックコメントや市町協議、検察庁協議を行いますとともに、新たな法律との整合を図りながら、早ければ、11月県議会定例会に条例案を提案し、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>増田部会長</p>	<p>それでは本日の議題は以上とし、本日の議事を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆様方につきましては、議事の円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。</p> <p>事務局へお返しします。</p>
<p>司会 (鷲岡副課長)</p>	<p>以上をもちまして、香川県環境審議会計画部会を終了いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、ありがとうございました。</p>

部 会 長

署 名 委 員
